シンポジウム

保険薬局との連携の現状と展望

Current Status and Future Prospects of Collaboration between Hospital and Community Pharmacists

第738回新潟医学会

日 時 平成31年4月20日(土)午後1時30分から

会 場 新潟大学医学部 有壬記念館

司 会 外山 聡教授(薬剤部)

演 者 鈴木直人 (薬剤部), 荒川圭子 (薬剤部), 武田泰生 (鹿児島大学病院薬剤部)

l 新潟県における保険薬局との連携の現状と課題

鈴木 直人

新潟大学医歯学総合病院 薬剤部

2 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

荒川 圭子・鈴木 直人・外山 聡

新潟大学医歯学総合病院 薬剤部

Simplified Protocol for Resolving Out-of-hospital Prescription Queries

Keiko Arakawa, Naoto Suzuki and Akira Toyama

Division of Pharmacy, Niigata University Medical and Dental Hospital

Reprint requests to: Keiko Arakawa Division of Pharmacy, Niigata University Medical and Dental Hospital, 1-754 Asahimachi-dori, Chuo-ku, Niigata 951-8520, Japan. 別刷請求先:〒951-8520 新潟市中央区旭町通1-754 新潟大学医歯学総合病院 薬剤部

要 旨

院外処方箋における問い合わせは、院内処方以上に外来診療における処方医・保険薬局薬剤師の負担になっており、また、患者の待ち時間を増やす要因でもある。そこで薬剤師法第24条に関する「疑義照会」以外の同23条第2項に該当する調剤上の典型的な変更に伴う問い合わせを減らすため、「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」を構築し、処方医・保険薬局薬剤師の負担軽減を目的として導入することとしたので報告する。

キーワード:簡素化プロトコル, 院外処方箋, 疑義照会

はじめに

当院における平成30年度の院外処方箋発行率は86.5%であり外来診療における質の向上には保険薬局との連携が重要である。平成27年度全国薬局疑義照会調査報告書1)によると院外処方箋の疑義照会率は件数ベースで2.74%であり、そのうち相互作用・禁忌・重複処方等の薬学的な疑義照会が78.10%、銘柄・剤形・規格変更などの形式的な疑義照会(以下、問い合わせ)は21.90%であった。前者は薬剤師法第24条に定められている「疑義照会」に該当し、医薬品の適正使用を進める上で薬剤師の極めて重要な業務である。一方後者は医師に照会した結果、殆どが同意を得られるような問い合わせであり、薬剤師法第

23条第2項の解釈により、事前に医師の同意を 得ることで問い合わせに係る処方医・保険薬局薬 剤師の業務負担を軽減することが可能となり、患 者の待ち時間短縮にも効果があると考えられた。 そこで先行して運用している大学病院での例²⁾³⁾ を参考に導入を検討した。

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

処方変更における事前の合意については、平成22年4月30日付の厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」(医政発0430第1号)4)の中で、薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダについて、医師・薬剤師等により事

表 1 プロトコルにおいて問い合わせ簡素化対象とした8項目

- ① 有効成分・剤形・規格が同一の銘柄変更
- ② 内用薬の剤形変更
- ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④ 半割・粉砕あるいは混合
- ⑤ 一包化調剤
- ⑥ 湿布薬や軟膏の取り決め範囲内での規格変更
- ⑦ 一般名処方における取り決め範囲内での変更
- ⑧ 消炎鎮痛外用貼付剤における パップ剤 ⇔ テープ剤 の変更

表2 処方変更に係る原則項目

- ① 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない
- ②「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う
- ③ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る
- ④ 患者に十分な説明(服用方法,安定性,価格等)を行い,同意を得た上で変更する
- ⑤ 麻薬に関するものは除く

前に作成・合意されたプロトコルに基づき,専門的知見の活用を通じて,医師等と協働して実施すること」が推奨されており、保険薬局と病院長の間で合意書を交わすこととした。

対象とする項目については、当院で行われていた疑義照会・問い合わせのうち、薬剤法第23条第2項に該当する11項目を候補とし、診療科へのアンケート調査を行った。結果、①残薬調整ための日数変更、②配合剤と単剤組み合わせ(同一成分及び含量)、③配合剤と単剤組み合わせ(同効薬及び含量)の3項目については反対意見があったため除外し、残り8項目を簡素化対象項目とした(表1)。加えて、変更に際しての原則5項目を設定した(表2)。

プロトコルに基づく処方変更の情報フィードバックは、保険薬局との連携において「トレーシングレポート(服薬情報提供書)」を用いた FAX での情報共有についての報告 $^{5)}$ を参考に、当院でも同ツールを作成し FAX 送信してもらうこと

を条件とした.

プロトコルによる運用

プロトコルのフローチャートを図1に示す.合意書を締結した保険薬局では、プロトコルに該当する項目の処方変更を行った際は、トレーシングレポートを医事課に FAX 送信する. その後スキャンセンターと薬剤部に同レポートが送付され、スキャンセンターでは電子カルテにスキャン文書として掲載し、薬剤部では同レポートの概略を患者カルテに記載し医師に情報提供を行う. なお、通常の疑義照会の場合は、医師に直接電話照会するが、変更があった場合は同様にトレーシングレポートで情報提供してもらうこととした.

期待される効果と今後

問い合わせ簡素化プロトコルによる変更内容を

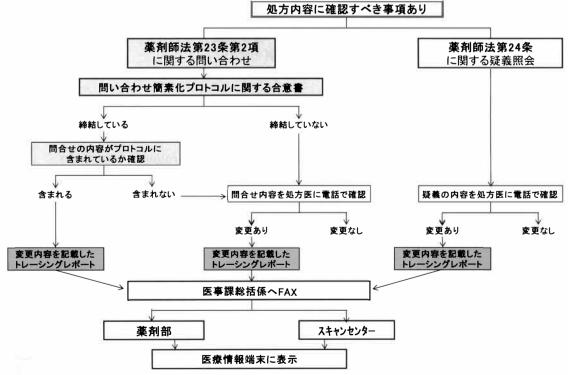


図1 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルのフローチャート

分析し、プロトコルの改善を行い、より処方医・保 険薬局の負担軽減に貢献していきたい。また、従 来は処方医・保険薬局間のやり取りだけで照会後 の処方修正が確実に行われず、繰り返し照会が行 われるケースが多数あったが、今後は薬剤部が関 与することで処方の変更内容を把握し、問い合わ せ後の確実な処方修正が行われるよう情報提供し ていきたい。将来的には処方修正に薬剤師が関与 できるようシステム改善を行うことも検討している。

铭 態

アンケートの回答にご協力いただきました診療科の先生方に深く感謝致しますとともにプロトコルに基づく処方修正にご協力賜りたく宜しくお願い申し上げます.

参考文献

- 1) 平成 27 年度全国薬局疑義照会調査報告書.
- 2) 櫻井香織, 尾崎淳子, 矢野育子, 安達昴一郎,

木村嘉彦,松村勝之,西脇布貴,吉田優子,池 見泰明,萱野勇一郎,米澤 淳,深津祥央,松 原和夫:病院と薬局の合意に基づく院外処方せ んにおける疑義照会簡素化プロトコルとその効 果,医療薬学 42: 336-342, 2016.

- 3) 石川愛子,宇田篤史,矢野育子,富田 猛,阪 上倫行,野崎 晃,西岡達也,久米 学,槇本 博雄,濱口常男,岩川精吾,北河修治,平井み どり:院外処方せんにおける疑義照会簡素化プ ロトコルの運用とアンケートによる評価. 医療 薬学 44: 157-164, 2018.
- 4) 平成22年4月30日, 医政発0430第1号, 「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について(厚生労働省医政局長).
- 5) 松原和夫, 栗屋敏雄, 米澤 淳:トレーシングレポート活用事例から地域医療連携の実践ポイントを学ぶ!京都大学医学部附属病院でのトレーシングレポート活用事例. 薬局 67: 2906-2912, 2016.

3 薬薬連携の将来展望 一鹿児島県の事例を含めて―

武田 泰生

鹿児島大学病院 薬剤部

Future Prospects of Pharmaceutical Management Collaboration in Community — Including cases in Kagoshima—

Yasuo Takeda

Department of Clinical Pharmacy and Pharmacology, Kagoshima University Hospital

日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が 進んでいる.このような少子高齢化の流れの中, 団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年以降は、ますます医療・介護にかかる社会保障費の増加が見

Reprint requests to: Yasuo TAKEDA Department of Clinical Pharmacy, Kagoshima University Hospital, 8-35-1 Sakuragaoka, Kagoshima 890-8520, Japan. **別刷請求先**:〒890-8520 鹿児島市桜ケ丘 8-35-1 鹿児島大学病院 薬剤部

武田泰生